

第6期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

株主総会参考資料

SBI AXES 株式会社

上記事項は、法令および当社定款第21条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.axes-group.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

事業報告

2016年4月1日から
2017年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府による経済政策等を背景に企業収益や雇用、所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、中国をはじめとする新興国の景気減速、英国のEU離脱問題、米国のトランプ政権の政策運営が世界経済に与える影響への懸念が強まり、その一端として地政学的リスクが一層高まりつつある状況下で、総じて景気の先行きに対する不透明感が払拭できない状況が続いております。

当社グループの主要事業領域である消費者向け電子商取引市場においては、クレジットカード会社による利用促進施策の推進やスマートフォンをはじめとするモバイル機器の普及等により継続的な成長を見せる一方で、市場の成熟化に伴う価格競争は年々激化している状況にあります。

こうした状況の下、好調な BtoC EC 市場を背景に新規加盟店の獲得が進み、加盟店数、取扱高、売上高及び処理件数が堅調に推移したことにより、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、収益 8,076 百万円（前期比 112.8%）、売上総利益 2,142 百万円（前期比 107.8%）、税引前当期利益 543 百万円（前期比 112.2%）となりました。一方、前期に計上した繰延税金資産の影響により、当期利益 366 百万円（前期比 82.3%）となりました。

セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 決済サービス事業

決済サービス事業につきましては、新規加盟店の獲得が順調に推移したこと、及び既存加盟店の取扱高も物販系を中心に拡大しながらも大型加盟店の条件変更の影響もあり、増収減益となりました。以上の結果、当連結会計年度における収益は 7,748 百万円（前年同期比 112.5%）、報告セグメント利益は 301 百万円（前年同期比 99.5%）となりました。

② EC 事業者支援事業

EC 事業者支援事業につきましては、ビジネスサーチテクノロジー株式会社が提供する売上向上支援サービスの機能強化・拡充により、高機能価格帯のサービス導入が進んだものの、持分法適用関連会社化した株式会社ブロードバンドセキュリティの持分法による投資利益の落ち込みもあり、当連結会計年度における収益は 328 百万円（前年同期比 120.6%）、報告セグメント利益は 64 百万円（前年同期比 45.3%）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

4月に株式会社三菱東京UFJ銀行より26百万円の借入れをおこないました。

② 設備投資の状況

当期において重要な設備投資はございません。

③ 他の会社の株式その他の持分の取得状況

当期において重要な他の会社の株式取得はございません。

(3) 企業集団の各事業年度の財産及び損益の状況

	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
収益(百万円)	4,867	6,026	7,160	8,076
税引前当期利益(百万円)	258	392	484	543
当期利益(百万円)	137	252	445	366
1株当たり当期純利益(円)	6.42	11.82	21.13	18.54
総資産(百万円)	8,361	10,185	10,654	12,210
純資産(百万円)	3,112	3,208	2,924	3,093
自己資本比率(%)	37.2%	31.5%	27.5%	25.3%

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域である電子商取引市場は、景気回復の影響やスマートフォン・タブレット端末の普及による新たな購買増加等により好調に推移する一方で、競争激化や低価格化が進行しており、その影響は決済事業者にも及んでおります。また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催決定及び爆発的な訪日外国人の増加に伴い、政府が「日本再興戦略」の中でキャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図ることを明確に打ち出しており、各方面で対応が進められております。一方で、近年加速度的に増加している不正アクセス等のサイバー攻撃による情報漏えい事故を受け、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指す対策も国をあげて対応が急がれています。

このような中、当社グループは主要事業である非対面決済事業の強化・拡充を着実に実行しつつ、加盟店への啓蒙活動も含めたセキュリティ対策を強化し、持続的な成長と収益性を確保できる経営基盤を構築するため、以下の課題に鋭意取り組んでまいります。

①新サービスの開発と収益の多様化

当社グループは、主に非対面決済事業における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分は非対面決済事業に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、O2O 及びオムニチャネルにも対応したサービスラインナップを拡充していくことは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。また決済システムを自社開発している強みを活かし、決済サービスとシナジー効果の高い EC 事業者向けの集客・売上向上支援サービスや、継続的な成長市場である IT セキュリティ領域におけるセキュリティサービスの提供について検討を進めてまいります。

②システム安定運用・運用業務改善によるコスト削減

営業力の強化により、当社データセンターで処理するデータ量はこの一年で飛躍的に増加いたしました。また、当社グループの決済サービスではリアルタイム処理が求められることから、システムの安定運用は極めて重要な課題であると認識しております。今後もオフライン決済事業やグループシナジー展開の本格化に伴い、さらなるデータ処理量の増大や機能拡張が見込まれます。そのような中、「システムの安定運用」と「業務改善によるコストダウン」を同時に実現可能な社内体制を構築すべく、運用・管理業務の継続的な改善に取り組んでまいります。

③情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社グループが営む決済事業では、クレジットカード情報などの重要情報を保有・管理しております。そのため、創業時より「安全・安心」を第一に考えた決済システムの構築とサービス提供に取り組み、日々あらゆる側面からセキュリティレベルの維持・検証を徹底し、改善を実施しております。代表的なものとしては、業界に先駆けてのプライバシーマーク取得、さらには ISO/IEC27001 (ISMS) 及び PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の認証を取得・維持しております。また、情報セキュリティ対策は「人的セキュリティ」を基本として成り立っているという考えから、社員一人一人に徹底した教育・研修を実施し、人為的事故の予防等に取り組んでおります。上記に加え、今後は加盟店向けの情報漏えいを防ぐ啓蒙活動などの対策も強化し、これまでに築いてきた信頼の維持・向上に努めてまいります。

④収益性や成長が見込める分野への投資

当社グループは、顧客ニーズに対してスピーディーかつ包括的なソリューションの提示や、新たな事業領域への進出に向け、他企業との業務提携や M&A 等を積極的に活用し、企業価値向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ会社である株式会社 AXES Payment、株式会社ゼウス及び他の子会社の管理と業務の一部を受託することを主要業務としております。当社グループが営む決済サービス事業では、主に包括代理加盟契約を締結する加盟店に向けて、クレジットカード決済をはじめ、コンビニ決済、Pay-easy 決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済等の多彩な決済方法を提供しております。また決済サービス事業の主力であるオンライン決済サービス事業とシナジー効果の高い、集客・売上向上支援サービスを提供するビジネスサーチテクノロジー株式会社を 2014 年に子会社化し、EC 事業者支援サービスを提供しております。さらに 2015 年に株式会社ブロードバンドセキュリティを持分法適用関連会社化し、セキュリティ支援サービスも開始いたしました。

(6) 企業集団の主要な事業所及び従業員の状況

- ① SBI AXES 株式会社 東京都渋谷区
- ② 株式会社 AXES Payment 東京都渋谷区
- ③ 株式会社ゼウス 東京都渋谷区
- ④ ビジネスサーチテクノロジー株式会社 東京都渋谷区

企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	89 名	増減なし	39 歳 7 カ月	7 年 1 カ月
女 性	53 名	2 名減	38 歳 4 カ月	8 年 5 カ月
合 計	142 名	2 名減	39 歳 2 カ月	7 年 7 カ月

(注) 上記使用人数には、契約社員を含んでおり、派遣社員及びパートタイマーは含んでおりません。又、平均勤続年数は、株式会社 AXES Payment 又は株式会社ゼウスにおける所属期間を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の株式のうち73.7%はSBIホールディングス株式会社により保有されております。

② 子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
株式会社 AXES Payment	100%	決済代行サービス及びデータ処理サービス
株式会社ゼウス	100%	決済代行サービス
AXES USA Inc.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Solutions Pte. Ltd.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Netherlands B. V.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI AXES Korea Co., Ltd.	100%	IR 活動支援及び営業活動支援
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	100%	サイト内検索エンジン及びクローラ等の研究開発・コンサルティング
AXES Hong Kong LIMITED	100%	海外カード会社の決済資金の振替

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社AXES Payment	株式会社ゼウス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区渋谷2-1-1青山ファーストビル8F	東京都渋谷区渋谷2-1-1青山ファーストビル9F
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	60百万円	82百万円
当社の総資産額	2,997百万円	2,997百万円

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	411 百万円
株式会社みずほ銀行	357 百万円

(9) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度については、期末配当金を1株につき10円といたしました。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 42,800,000 株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 19,746,282 株 (自己株式 1,619,118 株を除く)
(3) 当事業年度末の株主数 1 名
(4) 当事業年度末の預託証券保有者数 1,781 名

当社株式については、韓国 KOSDAQ 市場上場の際し、全ての発行済株式を韓国証券預託院 (以下「KSD」) に預託し、これを裏付けに発行された預託証券 (以下「KDR」) をもって上場するという手続を踏んでおります。このため、当事業年度末における株主数は 1 名となりますが、便宜上、以下では預託証券保有者を株主として記載しております。

(5) KDR の主要な保有者 (全 1,781 名中、上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
SBI ホールディングス株式会社	14,561,991	73.7
An-Byeongil	287,063	1.5
Jang-Mansun	278,374	1.4
Park-Sanghun	146,468	0.7
HanaBank (Korea Investment Value Asset Management)	135,441	0.7
Park-Jangsub	128,433	0.7
WOOJIN I&S Co., Ltd	115,600	0.6
Kim-Ikryong	110,493	0.6
Lee-Sangchul	98,564	0.5
Gang-Sang-Gu	77,784	0.4

(注) 当社普通株式は、KSD によって 100% 保有されており、上記は、KSD が当社普通株式を裏付資産として発行した KDR の保有者 (当社普通株式の実質的保有者) の状況について記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	利害関係の有無
代表取締役	三文字正孝	株式会社ゼウス代表取締役 AXES USA Inc. 社長 AXES Netherlands B.V. 取締役 AXES Hong Kong LIMITED 取締役	—
取締役	知念哲也	総務部門統括	—
取締役	阿部純一郎	AXES Solutions Pte. Ltd. 取締役 ビジネスサーチテクノロジー株式会社非常 勤監査役 経営企画・財務部門統括	—
取締役	金子雄一	SBI インベストメント株式会社取締役 執行役員 Aviation Ventures 株式会社代表取締役 SBI FinTech Incubation 株式会社取締役 SBI 地方創生支援株式会社監査役	—
取締役	崔世泳	SBI AXES Korea Co., Ltd. 社長 IR 部門統括	—
社外取締役	江口二郎	東京第一監査法人代表社員	当社との間に特別な利害 関係はありません。
社外取締役	原祐二	株式会社カタリナ監査役	当社との間に特別な利害 関係はありません。
常勤監査役	堤広太	堤広太公認会計士事務所代表	当社との間に特別な利害 関係はありません。
監査役	茂木亮一	東京第一監査法人代表社員	当社との間に特別な利害 関係はありません。
監査役	坂本朋博	坂本法律事務所代表	当社との間に特別な利害 関係はありません。

(注) 監査役堤広太氏、茂木亮一氏、坂本朋博氏はいずれも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

取締役中川隆氏は、2016年6月23日をもって取締役を退任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	45百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	51百万円 (8百万円)

(注) 1. 当社の取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額 216 百万円であり、監査役報酬限度額は年額 9 百万円であります。

2. 取締役 8 名（退任取締役 1 名含む）のうち 3 名は無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	江 口 二 郎	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 15 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
取 締 役	原 祐 二	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 15 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
常 勤 監 査 役	堤 広 太	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 18 回、また監査役会 12 回のうち 12 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行

		うとともに、常勤監査役として、主要な会議に出席するなど日々の業務に関する適切なチェックを行い、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
監査役	茂木亮一	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 15 回、また監査役会 12 回のうち 12 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
監査役	坂本朋博	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 15 回、また監査役会 12 回のうち 12 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、弁護士及び公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分発揮できるように、現行定款に会社法第 427 条第 1 項の定めに従い、会社法第 423 第 1 項の損害賠償責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、それに基づいた責任限定契約を社外取締役及び社外監査役との間に締結しております。

(5) 会計監査人に関する事項

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	32 百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、会計監査人としての報酬等の他、国外で開示される連結財務諸表、財務諸表の証明業務に係る報酬 5 百万円を支払っております。

③責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容の概要

当社グループでは、内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり体制等を整備しております。

(1) 取締役の職務執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則月1回、また必要に応じて随時開催し、経営上の重要な業務執行に関する意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
- ② 「公益通報者保護規程」を制定し、社外通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによって取締役のコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益をこうむらないよう通報者の保護を目的とする項目を「就業規則」中に設ける。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理する。
- ② 取締役の業務執行に係る各種情報に関して、上記規程に基づき定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理しており、管理方法として年1回以上、情報資産(紙・電子ファイル)台帳の作成を行い各部門長の承認の上、保有資産として確定し、管理を行っている。また、当該情報資産台帳においては、作成後リスク評価、リスク洗い出し、リスク値算出が行われ代表取締役社長へリスクに関する報告がリスク管理部門より行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務運営に関するリスクについては、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する幹部会議を開催し、統制を行う。
- ② 事業運営上特に重要なリスクについては、内容に応じて、「業務分掌規程」に基づき定められた担当部署が、その部門長の責任に基づき適宜リスクの抽出、分類、評価を行い、全社及び部門業務に係る重要なリスクを明確にし、速やかに幹部会議に報告している。幹部会議は、担当部署を統括する幹部会議出席者から重要なリスクについて報告があった場合は、当該リスクについて検討し対応を行う。
- ③ 各幹部会議出席者は、分掌範囲で明確にされた重要なリスクについて、責任を持って管理し、対応している。また、リスクの内容及び対応について、適宜幹部会議に報告を行う。
- ④ 自然災害等による非常事態に関するリスクに備えた規程を整備し、管理体制を定めている。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営上の重要事項について事前の審議・検討・調整を行うため、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する幹部会議を開催し、幹部会議において当該事業運営上の重要事項について審議・検討・調整した結果を取締役に上程する。
- ② 取締役会は、代表取締役及び取締役の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び取締役は、これに基づき業務の執行に当る。
- ③ 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」を整備する。
- ④ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定時には月に1回、臨時には必要に応じて開催されるものとし、「取締役会規程」の改廃は取締役会決議により行う。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「就業規則」、「セキュリティルール」等の整備に加え、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、従業員に対する教育や研修等を行う。
- ② 「公益通報者保護規程」を制定し、社外通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによってコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図っている。また、通報者が不利益を被らないよう通報者の保護を目的とした項目を「就業規則」中に設ける。
- ③ 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、執行部門から独立した内部監査室による監査を実施する。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の事業計画や実績を把握し、経営状態を総括的に管理評価するために、グループ会社と週1回以上の会議を行う事で、緊密な情報連携を図る。
- ② グループ会社の規程類を、当社に準じたものとする事で、グループ内業務の適正と効率を図る。
- ③ グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役、監査役をグループ各社の取締役、監査役にも充てると共に、適宜、内部監査室による監査を実施する。
- ④ グループ会社の株主総会に関する議決権については、グループ全体の利益を考慮しそれに沿う形で行使する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項

監査役の求めに応じて必要なスタッフを適宜置き、また、内部監査室とも連携し、監査

役の職務遂行に資する体制とする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性を確保する体制とする。
- ② 補助使用人の人事及び評価に関する事項については監査役の意見を尊重する事とする。

(9) 監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令又は定款に準じたものであること、あるいは当社グループの取締役の経営に係る意思決定過程が合理的かつ適法であることを監査するため、取締役会に原則全監査役が出席する事とする。また、重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができる体制としており、その報告した使用人に対して不利な取扱いを行わない。

(10) 事業報告作成会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループが、監査役の職務執行上必要と認める監査役が支出した費用について監査役の償還請求に応じる事とする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、三ヶ月に一度定期的又は必要に応じて行われる監査役会にて、内部監査に係る進捗や社内の重要事項について報告及び意見交換を行い、監査役監査の実効性を高めるための環境整備とする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは上記、内部統制システム構築に関する基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(1) コンプライアンスに対する取組み

一年のサイクルの中で、コンプライアンスに係る点検を下記項目の通り実施し取締役への報告を行っております。

- ・コンプライアンスプログラム(年間計画)の作成
- ・コンプライアンス セルフアセスメント(点検)の上期、下期での実施

- ・コンプライアンス改善計画対応状況報告
- ・コンプライアンスレポート(状況報告)の中間、期末の作成

(2) 情報の保存及び管理について

リスク管理室のコントロールの下、各部門にて情報資産の棚卸を行っております。

当該、情報資産の棚卸を行う事で、法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書が「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、正しく管理されていることを確認しております。

(3) 損失の危険の管理及び効率的な取締役の業務執行について

会議体として代表取締役が指名する取締役及び従業員からなる「幹部会議」を設定しており、原則毎週火曜日に開催し、各部門のリスク及び効率的な業務執行の為の、情報共有を実施し対策及び施策等を検討しております。

また、取締役会は、月一回以上開催されており取締役及び監査役は上記会議体による検討も踏まえた上で、迅速な意思決定をしております。この他、取締役会開催時には月次業績の報告を実施する事で、経営上の重要な業務執行方針についても検討がなされております。

(4) 反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除につきましては、総務部法務課による反社会的勢力の排除に関する研修を、全社員に実施しております。当該研修を行う事で、社員への啓もうとし反社会的勢力の排除について適正な知識を、周知しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われている事について

内部監査室では、監査役会への報告を三か月毎に実施しております。当該報告を行う事で、実効的な監査役監査の為の基礎資料とし合わせて、監査役会と内部監査室の間で実効的な監査やリスク管理等についての検討及び情報共有を行っております。

連結財政状態計算書

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,566,686	流動負債	8,693,360
現金及び預金	9,561,242	仕入債務及びその他の債務	7,750,990
売上債権及びその他の債権	695,364	短期借入金	390,652
棚卸資産	721	未払法人所得税	119,827
未収還付法人所得税	23	引当金	84,604
その他の金融資産	49,585	その他の流動負債	347,287
その他の流動資産	259,751	非流動負債	423,507
		長期借入金	377,615
		引当金	45,892
非流動資産	1,643,571	負債合計	9,116,867
有形固定資産－純額	74,567	(資本の部)	
無形資産	259,252	株主資本	3,093,390
のれん	95,064	資本金	802,667
持分法で会計処理されている投資	735,149	資本剰余金	1,248,406
繰延税金資産	199,023	利益剰余金	1,553,814
その他の金融資産	279,417	自己株式	△521,597
その他の非流動資産	1,099	累積その他の包括利益	10,100
		親会社の所有者に帰属する持分合計	3,093,390
		資本合計	3,093,390
資産合計	12,210,257	負債・資本合計	12,210,257

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結包括利益計算書

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
収益	8,076,636
売上原価	△5,934,453
売上総利益	2,142,183
販売費	△519,526
管理費	△1,081,681
その他の収益・費用	5,359
営業利益	546,335
金融収益	4,414
為替差損	△695
財務費用	△10,672
持分法による投資損益	3,994
税引前当期利益	543,376
法人所得税	△177,228
当期利益	366,148
その他の包括利益	
その後に純損益に振り替え られる可能性がある項目 為替換算調整勘定	26
当期包括利益	366,174

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自 己 株 式	累積その他の包括利 益		資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資本 剰 余 金 合 計	その他 利益 剰 余 金		為 替 換 算 調 整 勘 定	累 積 そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	
					繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	802,667	670,470	577,936	1,248,406	1,385,129	△521,597	10,074	10,074	2,924,679
当期変動額									
剰余金の配当					△197,463				△197,463
当期純利益					366,148				366,148
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)							26	26	26
当期変動額合計					168,685		26	26	168,711
当期末残高	802,667	670,470	577,936	1,248,406	1,553,814	△521,597	10,100	10,100	3,093,390

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は会社計算規則第120条第1項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は8社であります。

主要な連結子会社は、株式会社AXES Payment、株式会社ゼウスであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は1社であり、株式会社ブロードバンドセキュリティであります。

(4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用関連会社である株式会社ブロードバンドセキュリティの決算日は6月30日であり、当該関連会社については当社の連結計算書類と同じ日付で作成された計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融商品

当社グループが金融商品契約の契約当事者となる場合に連結財政状態計算書において金融資産及び金融負債を認識しております。

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2010年10月改訂）を早期適用しております。IFRS第9号「金融商品」は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、償却原価又は公正価値により事後測定することを要求しております。特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有され、かつ、元本及び元本残高に対する利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせる負債性金融商品は、以後の会計期間末において償却原価で測定されます。その他のすべての負債性金融商品及び資本性金融商品は、以後の会計期間末において公正価値で測定されます。

(i) 当初認識及び当初測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識されます。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPL の金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPL の金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPL の金融資産及び FVTPL の金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCI の金融資産）として指定しております。

(ii) 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(iii) 金融資産

金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPL の金融資産」又は「FVTOCI の金融資産」に当初認識時に分類されます。

・ 償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償

却原価で、事後測定されます。

- ・ FVTPL の金融資産
償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。
- ・ FVTOCI の金融資産
当社グループは当初認識時点に、売買目的のために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているものでなければ純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(iv) 金融負債

金融負債には、短期借入金、仕入債務及びその他の債務及び長期借入金があり、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(v) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転しかつ、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(vi) 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析が含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法が

あり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(vii) 償却原価で測定される金融資産の減損

金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的証拠によって示されており、かつ、当該損失事象によって当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、金融資産が減損していると判定しております。当社グループは、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかどうかについての評価を行っております。

当社グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し、金融資産の帳簿価額から直接減額されます。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生し、当該減額が減損を認識された後に発生した事象に客観的に関連している場合には、過去に認識した減損損失は純損益に戻入れられます。

(viii) デリバティブ金融商品

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値変動額は連結包括利益計算書において為替差損益に含めて表示しております。

(ix) 資本

・ 普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

・ 自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。棚卸資産の内、仕掛品は個別法、その他の棚卸資産の原価は先入先出法で決定します。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額を示しています。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである場合には、評価減の戻入を行っております。戻入れ後の帳簿価額は取得原価と新たな正味実現可能価額とのいずれか低い方の額で認識しております。評価減の戻入額は純損益として認識しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定に「原価モデル」を採用しております。

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

建設仮勘定を除いた当社グループの主な有形固定資産は、見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。有形固定資産の残存価値と耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来にむかって適用しております。

区分	見積耐用年数	償却方法
建物附属設備	8～15年	定額法
工具器具及び備品	3～20年	定額法

有形固定資産の廃棄及び処分によって発生する利益や損失は売却代金と帳簿価額の差異により測定し、これを純損益として認識しております。

(ii) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定に「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

(b) 無形資産の償却

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しており、見積耐用年数は以下のとおりであります。

区分	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	3～5年	定額法

耐用年数を確定できる無形資産の残存価値と耐用年数及び償却方法は、連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、当社グループは耐用年数を決定することができない無形資産を保有しておりません。

(c) 無形資産の認識の中止

無形資産は処分時点、又は利用や処分から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。無形資産の認識の中止によって発生する利得や損失は正味処分収入と帳簿価額の差額により測定し、その利得や損失は資産の認識を中止した連結会計年度に損益として認識しております。

④ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位(又は、資金生成単位のグループ)に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年、又はその生成単位に減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行います。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、減損損失を、まず当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れません。
資金生成単位を処分する場合、配分されたのれん金額は処分損益額の決定に含めます。

⑤ 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象から生じた法的債務又は推定的債務として、当該債務を履行する可能性が高く、その債務の履行に係る金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金として認識する金額は関連する事象と状況についての不可避リスクと不確実性を考慮した上での現在の債務の履行に係る支出の連結会計年度終了日現在の最善の見積り値であり、現在の債務を履行するために予想される将来キャッシュ・フローを用いて測定し、引当金の帳簿価額は当該キャッシュ・フローの現在価値であります（貨幣の時間価値が重要な場合）。

引当金の決済に必要な支出額の一部又は全部を第三者が返済することが予想される場合、債務の履行時点で第三者が返済することがほぼ確実であり、当該金額を信頼性をもって測定できる場合に限って当該返済額を資産として認識します。

⑥ 収益の計上基準

当社グループでは、収益を受領した、又は受領可能な対価の公正価値により測定しております。

(i) 決済代行役務の提供

加盟店に対する資金の決済が完了した時点で収益を認識しております。ただし、月末日が金融機関営業休業日である場合は当社グループが決済を完了し、翌営業日に決済の完了が確認できる場合は当該月に決済代行手数料を収益として認識しております。

(ii) その他役務の提供

役務の提供時点で認識しております。

(iii) 利息収益

利息収益は、実効金利法に基づいて認識しております。

(iv) 配当収益

配当収益は、支払を受ける株主の権利が確定した時点で認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(i) 外貨建取引

各連結対象企業に含まれる個別財務諸表はその企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨（機能通貨）で表示されます。連結財務諸表の作成のための各子会社の財政状態、経営成績は、当社の機能通貨であり、連結財務諸表の表示通貨である日本円で示されます。

子会社の財務諸表の作成において、その企業の機能通貨以外の通貨で行われた取引は取引日の為替レートで記録されます。連結会計年度終了日の外貨建貨幣性項目は連結会計年度終了日の為替レートで再換算されます。外貨の機能通貨への換算に関連して発生する為替差損益はその期間の純損益として認識されます。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

連結財務諸表を作成するために当社グループに含まれている海外子会社の資産と負債は連結会計年度終了日の為替レートを使用して日本円に換算されます。為替レートが連結会計年度にわたって異常に変動して取引日の為替レートを使用すべき状況でない限り、損益項目は連結会計年度の平均為替レートで換算し、発生した為替差額はその他の包括利益（損失）として認識し、資本（適切な場合は非支配持分の配分）に累積されます。又、海外事業を処分する場合に海外事業に関連する為替差損益累計額はその他の包括利益から純損益に組替えています。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

売上債権及びその他の債権 40,257 千円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

減価償却累計額 550,015 千円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	21,365,400	-	-	21,365,400
合計	21,365,400	-	-	21,365,400

(2) 当連結会計年度末の自己株式

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式	1,619,118	-	-	1,619,118
合計	1,619,118	-	-	1,619,118

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発 生日
2016年5月30日 取締役会	普通 株式	197,462,820	利益剰余 金	10	2016年 3月31日	2016年 6月24 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

2017年5月30日開催の取締役会において、次の議案を付議いたします。

- ・配当金の総額 197,462,820円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2017年3月31日
- ・効力発生日 2017年6月23日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び主要な子会社は、資金運用については一部のFVTPLの金融資産を除き短期的な預金によりおこなっております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

経営者は連結財務諸表上、すべての償却原価で測定された金融資産と金融負債の帳簿価額は公正価値に近似しているものと判断しております。また、当社が保有するFVTPLの

金融資産は割引将来キャッシュフローにより公正価値を見積もっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者に帰属する持分 | 156円66銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 18円54銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式取得による子会社化及び当該資金調達について

当社は、2017年4月1日付で、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及び親会社の関係会社(以下、「SBIグループ」)よりFinTech関連事業を営む3社の発行済株式すべてを取得し完全子会社化(以下、「本子会社化」)いたしました。また、本子会社化のための資金調達として、第三者割当による新株式を発行(以下、「本増資」)し、残金は銀行借入としております。

① 本子会社化の目的

金融サービスにおける技術革新が注目されているなか、決済サービス事業を主軸で営む当社においてもFinTechと呼ばれる様々なサービス分野への事業領域拡大や新たな顧客層の獲得に向けて各種検討を続けてまいりました。一方で、SBIグループ内においても、ソーシャルレンディングサービス、海外送金、バックオフィス業務のクラウドサービス等のFinTech関連事業を手掛ける企業があり、当社の既存事業と親和性が高いことから、当社がこれらの3社を取り込むことによって、これまで掲げてきた「ECトータルソリューション企業」から、革新的なFinTech関連サービスまでを中核事業とした「総合FinTechソリューション企業」に生まれ変わることを目的として、このたびの子会社化を実施いたしました。

② 子会社化する会社の名称等

会社名	SBIソーシャルレンディング株式会社	SBIレミット株式会社	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
事業内容	ソーシャルレンディングサービスにおける出資募集業務、貸金業務	国際送金事業	バックオフィス支援サービスの提供

③ 対象会社の資産及び負債(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

会社名	SBIソーシャルレンディング株式会社	SBIレミット株式会社	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
現金及び預金	153,636	1,646,483	192,408
その他の資産	25,236	354,954	312,601
資産合計	178,872	2,001,437	505,009
借入金	-	633,930	-
その他の負債	34,981	921,149	104,663
負債合計	34,981	1,555,079	104,663
取得対価	600,000	1,600,000	1,300,000

取得対価は独立した第三者算定機関による評価額を参考に、協議の上決定し、全額を現金で支払っております。

本子会社化は共通支配下の企業結合に該当し、上記の取得対価が上記の対象会社の資産及び負債の差額(引継純資産価額)を上回るため、その超過額 2,509,405 千円は 2017 年 4 月 1 日付で当社の連結財政状態計算書上の資本剰余金より控除されます。

④ 本増資の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式 3,291,140 株
発行価格(円)	395
発行価額の総額(円)	1,300,000,300
資本組入額(円)	197.5
資本組入額の総額(円)	650,000,150
払込期日	2017年4月17日
割当先	SBIホールディングス株式会社

当社の発行済株式の全ては韓国預託決済院(以下「KSD」)に預託され、当社は、当該預託された株式を基礎資産として KSD が発行する株式預託証券(当社の株式を基礎資産として KSD が発行する株式預託証券を、以下「当社 DR」)を韓国 KOSDAQ 市場に上場させております。本増資によって発行される株式(以下「新株式」)についても、KSD への預託を前提として当社 DR に転換し、韓国 KOSDAQ 市場に上場されます。

⑤ 借入の概要

当社は、2017年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり金融機関より借入を

行うことを決議しました。

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額(円)	2,200,000,000
借入金利	基準金利+スプレッド
借入実行日	2017年4月17日
借入期間及び返済方法	借入実行日から5年間の分割返済

⑥ 取得関連費用

当連結会計年度において、本子会社化にかかる取得関連費用 25,649 千円を管理費として、費用処理しております。

貸借対照表

(2017年 3月 31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,325,478	流動負債	630,506
現金及び預金	1,024,787	短期借入金	392,004
売掛金	180,612	未払金	88,729
前払費用	58,612	未払費用	22,085
リース債権	8,905	未払法人税等	85,160
立替金	31,034	未払消費税等	31,242
繰延税金資産	19,746	預り金	7,382
その他	32,813	賞与引当金	1,274
貸倒引当金	△31,034	その他	2,627
		固定負債	425,219
固定資産	1,671,976	長期借入金	379,325
有形固定資産	75,240	資産除去債務	45,894
建物	35,370	負債合計	1,055,725
工具器具備品	39,870	(純資産の部)	
無形固定資産	223,238	株主資本	1,941,729
ソフトウェア	66,210	資本金	802,667
ソフトウェア仮勘定	154,725	資本剰余金	1,341,803
電話加入権	2,303	資本準備金	752,667
投資その他の資産	1,373,497	その他資本剰余金	589,136
リース債権	32,087	利益剰余金	315,178
出資金	145,895	その他利益剰余金	315,178
関係会社株式	1,070,037	繰越利益剰余金	315,178
敷金	92,362	自己株式	△517,919
長期前払費用	1,099	純資産合計	1,941,729
繰延税金資産	32,015	負債・純資産合計	2,997,455
資産合計	2,997,455		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
業務受託収入	1,918,713	
関係会社配当金収入	100,060	2,018,773
売上原価		573,247
売上総利益		1,445,526
販売費及び一般管理費		1,050,032
営業利益		395,494
営業外収益		
受取利息	580	
有価証券評価益	2,811	
雑収入	250	3,643
営業外費用		
支払利息	4,034	
支払手数料	4,337	
為替差損	984	9,356
経常利益		389,780
特別損失		
固定資産除却損	169	169
税引前当期純利益		389,610
法人税、住民税及び事業税	99,498	
法人税等調整額	△5	99,493
当期純利益		290,118

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	802,667	752,667	589,136	1,341,803	222,522	222,522	△517,919	1,849,073	1,849,073
当期変動額									
剰余金の配当					△197,462	△197,462	-	△197,462	△197,462
当期純利益	-	-	-	-	290,118	290,118	-	290,118	290,118
当期変動額合計	-	-	-	-	92,655	92,655	-	92,655	92,655
当期末残高	802,667	752,667	589,136	1,341,803	315,178	315,178	△517,919	1,941,729	1,941,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法により評価しております。

ただし、匿名組合への出資金については、匿名組合の財産の持分相当額により評価しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、従業員に株式増価受益権を付与しております。当事業年度末における公正な評価単位に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

減価償却累計額 547,491 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 182,827 千円

短期金銭債務 3,628 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,014,041 千円

業務委託費 58,113 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の自己株式

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式	1,619,118	-	-	1,619,118
合計	1,619,118	-	-	1,619,118

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	393
未払事業所税	810
未払事業税	8,023
ソフトウェア仮勘定	29,188
減価償却超過額	3,708
無形固定資産減損損失	518
出資金	33
貸倒引当金	9,502
資産除去債務	14,052
子会社に対する寄付金	96,575
その他	646
繰延税金資産小計	163,453
評価性引当額	△110,627
繰延税金資産合計	52,825
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,065
繰延税金負債合計	1,065
繰延税金資産の純額	51,761

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 AXES Payment	所有直接100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入(注)1 当社銀行借入に対する被保証(注)2	739,912 771,329	売掛金	71,320
子会社	株式会社ゼウス	所有直接100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入(注)1 当社銀行借入に対する被保証(注)2	1,163,468 671,329	売掛金	108,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社が子会社に対し経営に関する助言・決済代行業に関連する情報管理サービスなどの業務の受託、グループ運営による収入であります。取引条件は毎期協議の上、合理的に決定しております。取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

2. 当社は、銀行借入に対して株式会社 AXES Payment・株式会社ゼウスより連帯保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末において各社が保証する限度額を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	98円33銭
1株当たり当期純利益	14円69銭

8. 後発事象に関する注記

(1) 株式取得による子会社化及び当該資金調達について

当社は、2017年4月1日付で、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及び親会社の関係会社(以下、SBIグループ)よりFinTech関連事業を営む3社の発行済株式すべて

を取得し完全子会社化（以下、「本子会社化」）いたしました。また、本子会社化のための資金調達として、第三者割当による新株式を発行（以下、「本増資」）し、残金は銀行借入としております。

①本子会社化の目的

金融サービスにおける技術革新が注目されているなか、決済サービス事業を主軸で営む当社においても FinTech と呼ばれる様々なサービス分野への事業領域拡大や新たな顧客層の獲得に向けて各種検討を続けてまいりました。一方で、SBIグループ内においても、ソーシャルレンディングサービス、海外送金、バックオフィス業務のクラウドサービス等の FinTech 関連事業を手掛ける企業があり、当社の既存事業と親和性が高いことから、当社がこれらの3社を取り込むことによって、これまで掲げてきた「EC トータルソリューション企業」から、革新的な FinTech 関連サービスまでを中核事業とした「総合 FinTech ソリューション企業」に生まれ変わることを目的として、このたびの子会社化を実施いたしました。

② 子会社化する会社の名称等

会社名	SBIソーシャルレンディング株式会社	SBIレミット株式会社	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
事業内容	ソーシャルレンディングサービスにおける出資募集業務、貸金業務	国際送金事業	バックオフィス支援サービスの提供

③ 対象会社の資産及び負債（2017年3月31日現在）

（単位：千円）

会社名	SBIソーシャルレンディング株式会社	SBIレミット株式会社	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
現金及び預金	153,636	1,646,483	192,408
その他の資産	25,236	354,954	931,460
資産合計	178,872	2,001,437	1,123,868
借入金	-	633,930	-
その他の負債	32,027	910,732	90,586
負債合計	32,027	1,544,662	90,586
取得対価	600,000	1,600,000	1,300,000

取得対価は独立した第三者算定機関による評価額を参考に、協議の上決定し、全額を現金で支払っております。

④ 本増資の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式 3,291,140 株
発行価格(円)	395
発行価額の総額(円)	1,300,000,300
資本組入額(円)	197.5
資本組入額の総額(円)	650,000,150
払込期日	2017年4月17日
割当先	SBIホールディングス株式会社

当社の発行済株式の全ては韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）に預託され、当社は、当該預託された株式を基礎資産としてKSDが発行する株式預託証券（当社の株式を基礎資産としてKSDが発行する株式預託証券を、以下「当社DR」といいます。）を韓国KOSDAQ市場に上場させております。本増資によって発行される株式（以下「新株式」といいます。）についても、KSDへの預託を前提として当社DRに転換し、韓国KOSDAQ市場に上場されます。

⑤ 借入の概要

当社は、2017年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり金融機関より借入を行うことを決議しました。

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額(円)	2,200,000,000
借入金利	基準金利+スプレッド
借入実行日	2017年4月17日
借入期間及び返済方法	借入実行日から5年間の分割返済

⑥ 取得関連費用

当事業年度において、本子会社化にかかる取得関連費用 25,649 千円を前払金として、流動資産のその他に含めております。

9. その他の注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当事業年度から適用しております。

【附属明細書】

【固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形 固定 資産	建物	41,482	-	-	6,112	35,370	258,080	293,450
	工具器具備 品	30,741	27,576	169	18,277	39,870	289,411	329,281
	計	72,224	27,576	169	24,389	75,240	547,491	622,731
無形 固定 資産	ソフトウェア	97,121	17,824	-	48,736	66,210	/	/
	ソフトウェア仮勘定	140,100	32,449	17,824	-	154,725		
	電話加入権	2,303	-	-	-	2,303		
	計	239,524	50,274	17,824	48,736	223,238		
投資 その 他の 資産	長期前払費 用	3,822	180	2,903	-	1,099	/	/

(注) 1. 「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

(注) 2. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	決済システム用サーバ取得	9,608 千円
ソフトウェア	決済システムのソフトウェア追加	8,491 千円

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,160	31,034	2,160	-	31,034
賞与引当金	14,114	8,785	21,625	-	1,274

【販売費及び一般管理費の明細】

(単位：千円)

科目	金額	摘要
業務委託費	87,361	
広告宣伝費	5,565	
交際費	606	
支払手数料	31,016	
役員報酬	51,903	
給料手当	467,064	
法定福利費	78,138	
厚生費	3,778	
退職給付費用	8,423	
賞与引当金繰入	7,205	
通勤費	11,507	
派遣料	23,561	
会議費	192	
旅費交通費	3,475	
通信費	14,980	
消耗品費	17,231	
事務用品費	1,956	
修繕費	9,176	
水道光熱費	19,643	
新聞図書費	588	
諸会費	867	
支払保険料	6,383	
減価償却費	12,978	
地代家賃	80,584	
リース料	585	
租税公課	28,797	
貸倒引当金繰入	31,034	
雑費	310	
関係会社費	45,115	
計	1,050,032	

独立監査人の監査報告書

2017年5月24日

SBI AXES 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBI AXES株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について

意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、SBI AXES株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は2017年4月1日付でSBIソーシャルレンディング株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIビジネスソリューションズ株式会社の発行済株式すべてを取得し完全子会社化した。また、会社は株式取得資金の調達のため、2017年4月17日に資金の借入を行うとともに、SBIホールディングス株式会社を割当先として第三者割当の方法により普通株式を発行し、同日に払い込みが完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2017年5月24日

SBI AXES株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI AXES株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は2017年4月1日付でSBIソーシャルレンディング株式会社、SBIレミット株式会社及びSBIビジネスソリューションズ株式会社の発行済株式すべてを取得し完全子会社化した。また、会社は株式取得資金の調達のため、2017年4月17日に資金の借入を行うとともに、SBIホールディングス株式会社を割当先として第三者割当の方法により普通株式を発行し、同日に払い込みが完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月30日

SBI AXES 株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 堤 広太 印

社外監査役 茂木 亮一 印

社外監査役 坂本 朋博 印

剰余金の配当に関する資料

当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、下記のとおりとする。

記

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 10 円

総額 197,462,820 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2017 年 6 月 23 日

以上

株主総会参考資料

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 提案の理由

(1) 当社の事業について FinTech 関連事業を中核に据え、成長を加速させるために SBI グループ会社である 3 社を 2017 年 4 月 1 日付で完全子会社化し、FinTech 関連事業を複数傘下に有する企業集団を形成いたしました。それを受け、今後これらの事業を中核に据え、顧客便益の高いサービス展開によりさらなる企業価値の向上を目指すため、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）を変更するものとし、当社の商号は 2017 年 7 月 1 日をもって SBI FinTech Solutions 株式会社に変更するものであります。

(2) 2011 年に導入したストックオプション（以下「旧ストックオプション」といいます。）に関しては行使期間が満了したことにより既に消滅しており、当社は、当社グループのさらなる飛躍の原動力として新たに当社グループの役職員に対するインセンティブプランとして有償ストックオプションの導入を検討しております。旧ストックオプション導入時に定めてあった定款規定が今後導入を検討する有償ストックオプションの発行に関する障害とならないよう、旧ストックオプションを念頭に制定されていた定款規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議に基づく定款一部変更のうち、第1条変更は2017年7月1日をもって効力が生じるものとし、第2条及び第10条に係る変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 <u>当社は、SBI AXES 株式会社と称し、英文で SBI AXES Co., Ltd. と表示する。</u>	(商号) 第 1 条 <u>当社は、SBI FinTech Solutions 株式会社と称し、英文で SBI FinTech Solutions Co., Ltd. と表示する。</u>
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (2) クレジットカード等のオンライン与信ネット	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (2) クレジットカード等のオンライン与信ネット

<p>ワークの運用と提供</p> <p>(3) クレジットカード等の決済業務(外貨建てを含む。)の代行業務(加盟店が行う映像送信型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第8項に規定するものをいう。)における決済業務の代行業務は除く。)</p> <p>(4) 加盟店の売上データ集計</p> <p>(5) クレジットカード等の会員募集代行及び加盟店の募集代行業務</p> <p>(6) 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段に関する事業、資金移動に関する事業</p> <p>(7) 電子商取引のシステム構築に関する情報提供及びコンサルティング業務</p> <p>(8) インターネットのアクセスサービス業</p> <p>(9) インターネット上のホームページの企画、制作及び運営</p> <p>(10) インターネットを利用した情報システム、通信システム及び通信ネットワークの企画、設計、開発及び運用</p> <p>(11) インターネットを利用した各種情報配信の受託</p> <p>(12) 情報処理サービスに関する全ての情報提供並びに研究開発及びコンサルティング業務</p> <p>(13) 宣伝及び広告等の受託並びに取次</p> <p>(14) 電子機器、通信機器及びそれに関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸、輸出入業務及び、これらの仲介、媒介に関する事業</p> <p>(15) 有価証券の売買・保有・運用、金融投資に関する取引及びコンサルティング業務</p> <p><u>(16) 前各号の事業又はこれらに関連する事業への投資</u></p> <p><u>(17) 前各号に記載する事業を営む会社、これに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p>	<p>ワークの運用と提供</p> <p>(3) クレジットカード等の決済業務(外貨建てを含む。)の代行業務(加盟店が行う映像送信型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第8項に規定するものをいう。)における決済業務の代行業務は除く。)</p> <p>(4) 加盟店の売上データ集計</p> <p>(5) クレジットカード等の会員募集代行及び加盟店の募集代行業務</p> <p>(6) 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段に関する事業、資金移動に関する事業</p> <p>(7) 電子商取引のシステム構築に関する情報提供及びコンサルティング業務</p> <p>(8) インターネットのアクセスサービス業</p> <p>(9) インターネット上のホームページの企画、制作及び運営</p> <p>(10) インターネットを利用した情報システム、通信システム及び通信ネットワークの企画、設計、開発及び運用</p> <p>(11) インターネットを利用した各種情報配信の受託</p> <p>(12) 情報処理サービスに関する全ての情報提供並びに研究開発及びコンサルティング業務</p> <p>(13) 宣伝及び広告等の受託並びに取次</p> <p>(14) 電子機器、通信機器及びそれに関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸、輸出入業務及び、これらの仲介、媒介に関する事業</p> <p>(15) 有価証券の売買・保有・運用、金融投資に関する取引及びコンサルティング業務</p> <p><u>(16) 銀行代理業</u></p> <p><u>(17) コンピュータハードウェア及びソフトウェアの保守、管理等のサービス業</u></p>
--	---

<p><u>(18) 前各号に記載する事業を営む会社、これに相当する事業を営む外国会社の業務の一部又は全部を受託すること</u></p> <p><u>(19) その他一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p><u>(18) コンピュータシステムの企画・開発業</u></p> <p><u>(19) コンピュータシステムの受託開発業</u></p> <p><u>(20) コンピュータ技術者等の派遣業</u></p> <p><u>(21) コンピュータネットワークを利用した各種商品の通信販売業</u></p> <p><u>(22) コンピュータ関連の教育及び出版業</u></p> <p><u>(23) 一般労働者派遣業</u></p> <p><u>(24) 会計帳簿の基調の代行、原価計算、計算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負</u></p> <p><u>(25) 財務書類の作成、財務に関する調査及び企画・立案</u></p> <p><u>(26) 経営一般に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(27) 研修・セミナーの企画、運営、並びに請負業務</u></p> <p><u>(28) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>(29) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの保守メンテナンスサービス、並びに動作検証サービスの提供</u></p> <p><u>(30) インターネットでの広告業務</u></p> <p><u>(31) 広告代理業</u></p> <p><u>(32) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>(33) 有料職業紹介業</u></p> <p><u>(34) 採用、考課、研修、旧与党の人事に関する事業の請負及びその仲介</u></p> <p><u>(35) 事務所管理、文書管理等の総務に関する事務の請負及びその仲介</u></p> <p><u>(36) 図書、書籍の出版、販売業務</u></p> <p><u>(37) 事務機、文房具、電子応用機器及びそれらの附属関連機器の製造、研究開発並びに販売</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">【中略】</p>	<p>(38) <u>企業経営コンサルタント業並びに労務管理 コンサルタント業</u></p> <p>(39) <u>損害保険代理業並びに生命保険の募集に関 する業務及び自動車賠償保障法に基づく保険代理 業</u></p> <p>(40) <u>不動産の所有、売買、賃貸、管理</u></p> <p>(41) <u>日本及びアジア各国におけるインターネッ トを利用した個人間融資の仲介市場にかかる、法 律、税務面その他必要な事項の調査業務</u></p> <p>(42) <u>日本及びアジア各国におけるインターネッ トを利用した個人間融資事業会社の設立の準備業 務</u></p> <p>(43) <u>インターネットを利用した個人間融資事業 にかかるコンピューターシステムの設計及び構築 業務</u></p> <p>(44) <u>貸金業</u></p> <p>(45) <u>金融商品取引法に基づく第2種金融商品取引 業</u></p> <p>(46) <u>両替商</u></p> <p>(47) <u>損害保険の代理業務および生命保険の募集 に関する業務</u></p> <p>(48) <u>住宅ローンの代理業務</u></p> <p>(49) <u>古物売買及び委託販売</u></p> <p>(50) <u>前各号の事業又はこれらに関連する事業へ の投資</u></p> <p>(51) <u>前各号に記載する事業を営む会社、これに 相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所 有することにより、当該会社の事業活動を支配・ 管理すること</u></p> <p>(52) <u>前各号に記載する事業を営む会社、これに 相当する事業を営む外国会社の業務の一部又は全 部を受託すること</u></p> <p>(53) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">【中略】</p>
---	---

(募集新株予約権に関する制限等)

第 10 条

当社は、新株予約権を無償で発行してそれが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、又は払込金額が新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、あらかじめ、第 22 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会特別決議により承認を得なければならない。ただし、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合を除く。

- 2 当社の株式又は株式預託証券が金融商品取引所若しくは外国のこれに類する取引所又は指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、当社が本条に従って決定する新株予約権の発行価額（1 個当たり払込金額）は、当該取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低くはならない。
- 3 当社は、当社の最大株主（保有する株式数が最も多い株主を意味する。以下、同じ。）及びその特殊関係者（韓国商法第 542 条の 8 第 2 項第 5 号、同法施行令第 13 条第 4 項に定める「特殊関係者」を意味する。）に対し、公募以外の方法で新株予約権を発行（株主割当又は新株予約権無償割当の場合を除く。）することができない。
- 4 当社は、当社の役員（会社法第 329 条に定める「役員」を意味する。以下同じ。）又は従業員に新株予約権を発行することができる。かかる場合新株予約権の目的である株式数の合計は、当社の発行済株式総数の 100 分の 15 を超過することはできない。
- 5 当社が発行する新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- 6 当社が発行する新株予約権を行使することが

(募集新株予約権に関する制限等)

第 10 条

当社は、新株予約権を無償で発行してそれが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、又は払込金額が新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、あらかじめ、第 22 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会特別決議により承認を得なければならない。ただし、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合を除く。

- 2 当社の株式又は株式預託証券が金融商品取引所若しくは外国のこれに類する取引所又は指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、当社が本条に従って決定する新株予約権の発行価額（1 個当たり払込金額）は、当該取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低くはならない。
- 3 当社は、当社の最大株主（保有する株式数が最も多い株主を意味する。以下、同じ。）及びその特殊関係者（韓国商法第 542 条の 8 第 2 項第 5 号、同法施行令第 13 条第 4 項に定める「特殊関係者」を意味する。）に対し、公募以外の方法で新株予約権を発行（株主割当又は新株予約権無償割当の場合を除く。）することができない。
- 4 当社は、当社の役員（会社法第 329 条に定める「役員」を意味する。以下同じ。）又は従業員に新株予約権を発行することができる。かかる場合新株予約権の目的である株式数の合計は、当社の発行済株式総数の 100 分の 15 を超過することはできない。

【第 5 項～第 12 項 削除】

できる期間は、株主総会の決議又は取締役会の定めるところにより、割当日の1年後から割当日の3年後までとする。

7 当社が発行する新株予約権を引き受ける者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

8 新株予約権者が前項の規定する地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には、前項にかかわらず、本新株予約権を行使することができるものとする。

(1) 新株予約権者が、任期満了を理由に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役又は監査役を退任した場合

(2) 新株予約権者が、会社の都合による転籍に伴い当社、当社子会社又は当社関連会社を退職した場合

(3) 新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社を定年退職した場合

(4) 新株予約権者が、会社都合又は業務上の疾病により当社、当社子会社又は当社関連会社を解雇された場合

9 当社が消滅会社となる吸収合併契約若しくは新設合併契約、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認されたときは、当社は当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

10 当社は、新株予約権者が第7項及び第8項に定める権利行使条件に該当しなくなった場合は、当

会社取締役会が定める日が到来することをもって、その本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

11 当社は、当社の普通株式又は第三者が預託を受けた当社株式を表象する証券の取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）（以下本項において「法」という。）第 2 条第 17 項に規定するものをいう。）その他外国金融商品市場（法同条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいう。以下同じ。）（以下、総称して「市場」という。）への上場後においては、当該市場を運営する取引所の普通取引の終値が金 254 円（外国金融商品市場に上場した場合には、当該市場の通貨を合理的に日本円に換算する。）を下回った場合には、会社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

12 当社は、新株予約権者が故意又は過失により会社に重大な損害を及ぼした場合、会社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の理由

日本の会社法との整合性をとるために、従来制定されていた定款規定の一部を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議に基づく定款一部変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 22 条</p> <p>株主総会は、会社法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当会社が次の各号に定める行為を行う場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上、かつ、発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当たる多数をもって行う（会社法第 468 条第 1 項其他会社法の定めにより、株主総会の承認を要しない場合を除く。）。</p> <p>(1) 定款変更（次項第 3 号に定める場合を除く。）</p> <p>(2) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 22 条</p> <p>株主総会は、会社法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当会社が次の各号に定める行為を行う場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上、かつ、発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当たる多数をもって行う（会社法第 468 条第 1 項其他会社法の定めにより、株主総会の承認を要しない場合を除く。）。</p> <p>(1) 定款変更（次項第 3 号に定める場合を除く。）</p> <p>(2) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認</p>

- (3) 吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- (4) 株式交換契約又は株式移転計画の承認
- (5) 会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡及び他の会社の事業全部の譲受けに係る契約の承認
- (6) 株式の併合
- (7) 会社の解散及び資本の減少その他の会社法第 309 条第 2 項に定める決議
- (8) 清算人により提出された貸借対照表の承認

4. 前項各号の規定にかかわらず、当社が次の各号に定める行為を行う場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 4 分の 3 以上、かつ、発行済株式総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う（会社法第 468 条第 1 項その他会社法の定めにより、株主総会の承認を要しない場合を除く。）。

- (1) 主要な子会社（当該子会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額が当社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超えないものを除く。）の株式の一部又は全部を売却その他の処分することにより、当社が保有する当該子会社の議決権が総株主の議決権の過半数に満

- (3) 吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- (4) 株式交換契約又は株式移転計画の承認
- (5) 会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡及び他の会社の事業全部の譲受けに係る契約の承認
- (6) 株式の併合
- (7) 会社の解散及び資本の減少その他の会社法第 309 条第 2 項に定める決議
- (8) 清算人により提出された貸借対照表の承認

【第4項 削除】

たなくなる場合等、当該子
会社の子会社でなくなる場
合

(2) 主要な子会社（当該子会社
の総資産額として法務省令
で定める方法により算定さ
れる額が当会社の総資産額
として法務省令で定める方
法により算定される額の 5
分の 1 を超えないものを除
く。）の事業の全部又は重要
な一部の譲渡を承認するこ
とにより、当該子会社が実
質的に営業活動を継続でき
なくなる場合

(3) 本項に定める事項を変更す
る場合

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役7名全員の任期が満了となることに伴い、新たに取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式の数
1	三文字 正孝 Sammonji Masataka (1953年7月5日)	1978年4月 ㈱富士銀行（現みずほフィナンシャルグループ）入行 1987年4月 業務統括部上席調査役 1996年9月 システム開発部副参事役 2003年2月 みずほ信託銀行㈱証券代行本部次長 2014年4月 当社入社 2015年4月 当社社長室長 2015年6月 ㈱ゼウス代表取締役（現任） 2015年6月 AXES USA Inc.社長（現任） 2015年6月 AXES Netherlands B.V.取締役（現任） 2015年6月 AXES Hong Kong LIMITED取締役（現任） 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）	0株
2	知念 哲也 Chinen Tetsuya (1974年4月17日)	2001年06月 野邊法律事務所入所 2002年11月 ㈱ゼロ（現㈱AXES Payment）入社 2005年11月 ㈱ゼロ 法務部長 2011年04月 ㈱AXES Holdings（現当社）取締役執行役員（最高法務責任者） 2014年6月 当社取締役（現任）	0株
3	阿部 純一郎 Abe Junichiro (1966年9月29日)	1993年10月 朝日監査法人（現：あずさ監査法人）入所 1998年10月 ㈱ビジコム 入社 2002年5月 高野総合会計事務所 入所 2012年4月 ㈱AXES Holdings（現：当社）入社 経営企画室室長 2014年6月 当社取締役（現任） 2014年7月 ビジネスサーチテクノロジー㈱監査役（現任） 2015年6月 AXES Solutions PTE.LTD.取締役（現任）	0株

4	<p style="text-align: center;">崔 世泳 Choi Seyoung (1979年7月29日)</p>	<p>2005年12月 現代証券(株) リサーチセンター、経済分析部アナリスト</p> <p>2008年7月 現代証券(株) 国際営業本部、国際業務部、海外事業部アシスタントマネージャー</p> <p>2010年8月 ハナ大投証券(株) 資本市場本部ECM室マネージャー</p> <p>2012年9月 SBIモーゲージ(株) 海外事業部部長</p> <p>2014年10月 当社 IR室長</p> <p>2015年6月 SBI AXES Korea Co.,Ltd.代表理事 (現任)</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p>	0株
※ 5	<p style="text-align: center;">山口 智宏 Yamaguchi Tomohiro o (1970年7月19日)</p>	<p>1998年4月 税理士法人大和入所</p> <p>2000年1月 税理士法人山田&パートナーズ 株式公開部入所 優成監査法人へ兼務出向</p> <p>2001年9月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 (現ソフトバンクテレコム株式会社) 入社</p> <p>2004年1月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社よりSBIベリトランス株式会社 (現ベリトランス株式会社) へ転籍</p> <p>2006年6月 SBIベリトランス 取締役執行役員専務</p> <p>2006年11月 eCURE株式会社 取締役執行役員</p> <p>2009年1月 SBIチャイナブランディング 取締役執行役員</p> <p>2009年11月 SBI リサーチ株式会社 (現 iResearch Japan 株式会社) 取締役執行役員CFO</p> <p>2010年1月 SBI ナビ株式会社 (現ナビプラス株式会社) 取締役執行役員</p> <p>2012年9月 econtext Asia Limited executive director and Chief Financial Officer</p>	0株

		<p>2015年11月 SBIホールディングス株式会社 海外事業管理部長</p> <p>2015年12月 SBI Strategy Development Co., Limited取締役</p> <p>2015年12月 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited取締役</p> <p>2016年1月 SBI Ven Capital Pte Ltd 取締役</p> <p>2016年1月 SBI Ven Holdings Pte.Ltd. 取締役</p> <p>2016年1月 SBI-Jefferies Strategic Investments Asia Ltd. 取締役</p> <p>2016年2月 SBI Ventures Malaysia Sdn. Bhd.取締役</p> <p>2016年6月 SBIH Investment Vietnam I Pte. Ltd. 取締役</p> <p>2016年8月 SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD. 取締役</p> <p>2016年8月 SBI (B) SDN BHD 取締役</p> <p>2016年8月 SBI & TH (Beijing) Venture Capital Management Co., Ltd. 取締役</p> <p>2016年9月 PNB-SBI ASEAN Gateway Investment Management Limited 取締役</p>	
6	金子 雄一 Kaneko Yuichi (1970年12月20日)	<p>1994年4月 (株)日本長期信用銀行 (現 (株)新生銀行) 入行</p> <p>2000年4月 ソフトバンク・インベストメント(株) (現 SBIインベストメント(株)) 入社</p> <p>2013年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2015年4月 SBIインベストメント(株)取締役執行役員</p> <p>2016年12月 Aviation Ventures(株)代表取締役 (現任)</p> <p>2017年2月 SBI FinTech Incubation(株)取締役 (現任)</p> <p>2017年3月 SBI地方創生支援(株)監査役 (現任)</p> <p>2017年4月 SBIインベストメント(株)取締役執行役員常務 (現任)</p> <p>2017年4月 SBIリーシングサービス(株)取締役 (現任)</p>	0株

7	江口 二郎 Eguchi Jiro (1976年12月16日)	2005年6月 公認会計士登録 2001年10月 新日本監査法人入社 2006年7月 (株)パートナーズ・コンサルティング入社 2008年7月 公認会計士江口二郎事務所開設(現任) 2009年6月 税理士登録 2009年7月 東京第一監査法人代表社員(現任) 2011年10月 (株)AXES Holdings(現当社)社外取締役 (現任)	0株
8	原 祐二 Hara Yuji (1971年3月24日)	1994年4月 姫野司法書士事務所 入所 2001年10月 優成監査法人 入所 2004年7月 監査法人トーマツ 入所 2013年5月 (株)オートサーバー 内部監査室長 2015年6月 公認会計士登録 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年8月 (株)カタリナ 監査役 (現任)	0株

(注)

- 1.※印は、新任候補者であります。
- 2.山口智宏氏は現在、過去5年間に当社の特定関係事業者（親会社）でありますSBIホールディングス株式会社の業務執行者であり、過去5年間に於いても同社の業務執行者でありました。
- 3.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 4.取締役候補者江口二郎氏及び原祐二氏は、社外取締役候補者であります。
- 5.社外取締役の候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 社外取締役の候補者の選任理由及び独立性について
 - ① 江口二郎氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年6ヵ月となります。
 - ② 原祐二氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- ③ 江口二郎氏は、2011年10月31日から2013年6月25日までの間、当社子会社である株式会社AXES Payment及び株式会社ゼウスの社外取締役役に就任しておりました。また、江口二郎氏及び原祐二氏は、上記のとおり、当社の現任の社外取締役であります。その他、江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはなく、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- ④ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥ 江口二郎氏及び原祐二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 取締役（業務執行取締役である者を除き、以下「非業務執行取締役」という。）との責任限定契約について

当社は、非業務執行取締役である江口二郎氏及び原祐二氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、非業務執行取締役が行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6.現在当社の取締役である候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」（6頁および8頁）に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

事業規模の拡大に伴うコンプライアンス体制強化のため、1名の監査役の増員をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式の数
木村睦彦 Kimura Mutsuhiko (1955年9月20日)	1978年4月 大野敬介司法書士事務所 入所 2002年6月 (株)ジェイシーエヌランド (現SBIビジネス・ソリューションズ(株)) 入社 2005年6月 (株)ジェイシーエヌランド (現SBIビジネス・ソリューションズ(株)) 監査役 2006年2月 SBIビジネス・ソリューションズ(株)監査役 (現任)	0株

(注)監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役報酬額改定の件

前号議案の決議を前提とした監査役員数の増員、従来の報酬基準及び今後の事業規模拡大を考慮し、監査役報酬総額について以下のとおり改定することをお願いしたいと存じます。

監査役報酬総額

現行	改定後
年額 9,900,000 円以内	年額 30,000,000 円以内

以上